

## 令和8年度 千曲市水道事業水質検査業務委託 仕様書

### 第1 (基本事項)

#### 1 目的

本委託業務は、浄水等の水質検査を目的とする。

#### 2 適用範囲

本仕様書は、長野県千曲市（以下「甲」という）が委託する「水質検査業務委託」に関し、甲及び受託者（以下「乙」という。）が遵守すべき事項を示すものである。

#### 3 業務の委託期間

契約日から令和9年3月31日までとする。

### 第2 (一般事項)

#### 1 法令等の遵守

乙は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守する。

#### 2 機密の保持

乙は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

#### 3 履行場所 長野県千曲市大字八幡、桑原及び稲荷山の一部

#### 4 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関においては、自ら水質検査を実施する。

#### 5 手続き等

乙は、業務の遂行上必要な手続き等は、乙の負担で行う。

#### 6 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、甲、乙協議する。

### 第3 (検査項目)

#### 1 浄水及び原水水質検査（定期の水質検査）

##### (1) 検査項目及び検査頻度

資料1「水質検査回数」（以下「資料1」という。）のとおり。

##### (2) 採水日程

毎月の協議により定める。

##### (3) 採水場所

令和8年度千曲市営水道水質検査計画書による。

##### (4) 試料容器の準備

ア 乙は、資料1の検査項目に対し、資料2に示す採水容器を用意し、採水の前日までに甲の指定する場所（千曲市役所）に搬入する。また、資料2に無いもの及び代用が可能であるものについては協議により定める。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(5) 採水方法等

採水は甲により行う。

(6) 試料の運搬

千曲市役所にて、甲の採水した試料を乙が受け取った後、検査機関に運搬する。試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

2 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目については、甲乙協議のうえ決定する。

(2) 採水日時及び採水地点

甲が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備

ア 乙は、必要な検査項目に対し、資料 2 に示す採水容器を用意する。また、資料 2 に無いもの及び代用が可能であるものについては協議により定める。

イ 採水容器の洗浄については、乙の責任において充分に行う。

(4) 採水方法等

採水は甲により行う。

(5) 試料の運搬

千曲市役所にて、甲の採水した試料を乙が受け取った後、検査機関に運搬する。試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬する。ただし、検査機関までの搬入時間は、最初の試料採水後、告示法で 12 時間以内に試験開始とされた検査が実施可能な時間内とする。

(6) 特に緊急を要する検査に対する体制

災害や水道事故などの発生時には、乙は甲の連絡からおおむね 1 時間程度で現場に到達し、検体の引き渡し後、おおむね 1 時間程度で分析を開始すること。

また、緊急時には迅速な対応が必要となるため長野県内に検査施設を有すること。

第 4 (検査方法)

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」(平成 15 年厚生労働省告示第 261 号(最終改正令和 6 年 3 月 21 日))により行う。

また、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 現場での測定

水温及び残留塩素の測定並びに採水時刻及び採水場所等の記録は甲が行う。

(3) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日付健水発第 1010001 号（最終改正令和 6 年 3 月 21 日））に基づき実施する。

（４）速報値の報告

- ア 給水栓水及び原水の水質検査結果については、甲の要請に応じて、採水日から一週間以内に一次報告を行う。
- イ 水道法第 18 条に基づく水質検査結果については、甲の指示する日までに報告する。
- ウ 水質検査結果が水質基準値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した場合は、水質検査項目ごとに直ちに甲に連絡する。

（５）再検査

甲は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、甲乙協議のうえ決定する。

（６）器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄したうえで使用する。

（７）報告書の作成

- ア 報告書には検査結果、水質基準値、定量下限値及び検査方法を記載する。
- イ 甲の提供する資料 3 に示す書式に水質検査結果を入力し、月毎メールにて遅滞なく報告する。
- ウ 検査結果以外にも、分析日時及び分析を実施した検査員を示した試料、分析条件、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム並びに濃度計算書等を、甲の要請に応じて添付する。

2 検査結果の信頼性確保

乙は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、甲の要請に応じてその記録を速やかに提出する。

（１）検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録する。

（２）作業記録

- ア 乙は、実際の作業においても、標準作業書に沿った記録を行う。
- イ 乙は、日々実施した業務を作業日報として記録する。

（３）機器の整備

乙は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、記録する。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受け、記録する。

（４）内部精度管理の実施

内部精度管理項目として相応しい水質検査項目について、年に一回以上、及び検査担当者が変更するごとに実施し、記録する。

（５）検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について甲の指示又は了解があった場合を除いて、試料の

採水日から1ヶ月間（土曜日、日曜日、祝祭日を含む。）とし、廃棄日を記録する。

保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して乙が廃棄する。

(6) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について甲の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(7) 乙への立入検査

上記(1)～(6)の事項及び設備状況等について確認するため、甲（甲から委嘱を受けた専門家を含む）は、随時に乙への立入検査を実施できるものとする。

(8) クロスチェック

甲は、指定した給水栓水についてクロスチェックを行うことができる。

3 提出書類

(1) 提出書類一覧表

	名称	提出期限等
一般事項	業務委託着手届	契約確定日
	従事者等届	契約締結後10日以内
	業務委託計画書	
	職務分担表	
	業務委託完了届	請求単位区分終了後速やかに
	請求書	請求単位区分検査終了後速やかに
	打合せ議事録	必要の都度

	名称	提出期限等
水質検査関係	検査項目の実施順序	契約締結後10日以内
	検査機関連絡体制表	
	標準作業書	
	水質検査結果書（一次報告書）	（甲が要請した場合において）各採水日から1週間以内
	水質検査業務委託報告書	各採水日から2週間以内
	水質集計表（エクセルデータ）	水質検査業務委託報告書完成後速やかに

(2) 乙は、指定の期日までに表に示す書類を作成し、甲に提出する。

なお、甲が別途他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出する。

(3) 乙は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を甲に提出する。

ただし、提出期限等については、土、日曜日及び祝日は含まないものとする。

4 安全管理

- (1) 乙は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。
- (2) 本業務委託施行中、交通の妨害となる行為、又は公衆に迷惑を及ぼす行為がないよう、交通及び保安上十分な注意を図ること。
- (3) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を甲に報告すること。

## 5 支払方法

### (1) 支払回数

定期の検査は月毎の12回払いとする。その他臨時の検査については協議により定める。

### (2) 請求方法

業務終了後、支払いの請求するものとする。支払いは、請求書受理後30日以内に支払うものとする。

### (3) 臨時の水質検査及び水質検査請求による水質検査に係る請求について

緊急時の対応に係る費用について、乙は甲に別途請求できる。金額は甲乙の協議により定める。

## 6 その他

### (1) 資料の提供

本業務委託に必要な資料は貸与する。乙は資料が外部に漏洩しないよう管理し、作業完了後速やかに甲に返却すること。また、作業の便宜上、複写した場合は作業終了後に速やかに処分すること。

### (2) 打合せ

契約締結後、直ちに下記担当部署と打合せを行うこと。

## 7 担当部署

長野県千曲市杭瀬下二丁目1番地

千曲市役所 建設部上下水道課上水道係

電話 026-273-1111 (内線 3222)